

バザー等開催時における保健所からのお知らせ

～～～模擬店（学校のバザー、町内のお祭り等）における食品の衛生保持について～～～

食品の取扱いは、次の事項に十分注意して食中毒の防止に努めましょう。

【注意事項】

1. 調理せずにそのまま提供・販売する場合は、衛生的な店から購入し、包装された既製食品を提供しましょう。また、精肉や鮮魚の販売はできません。
2. 調理して提供する場合は、焼きそば、おでん等簡単な調理で、かつ直前に十分加熱する食品とし、生食またはこれに類似する食品は提供しないようにしましょう。
(冷やしきゅうりを原因とする、腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生しています。)
3. 調理食品の原材料は、腐敗しやすいものを避け、新鮮なものを購入してなるべく早く使用しましょう。
4. 食品の温度管理に注意し、低温で保存する食品は10℃以下で保存しましょう。
5. 自宅で調理したものを持ち込んで提供することはやめましょう。
6. 調理等に用いる水は、市の水道水を使用してください。井戸水を使用する場合は、あらかじめ水質検査を行い水の安全を確認しましょう。
7. 提供した食品はその場で食べてしまうようにしてください。持ち帰ってから食べることは食中毒のリスクが高まります。
8. 食品の調理や取扱いは、手指の傷や下痢等の無い健康な方が行い、あらかじめ検便を行っておくことを勧めます。
9. 食品を取扱う方は、逆性石けん等適切な消毒剤を用いて十分手洗いをしてください。また、必要に応じて使い捨て手袋も使用してください。
10. 開催責任者の方は、あらかじめ開催日時・場所・調理食品等を保健所に電話連絡してください。

浜松市保健所生活衛生課

(中央区(※三方原地区を除く))

浜松市中央区鴨江2-11-2

TEL053-453-6114 FAX053-459-3561

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、三幸町、大原町、根洗町

浜松市保健所浜北支所

(中央区(※三方原地区のみ)、浜名区、天竜区)

浜松市浜名区貴布祢3000

TEL053-585-1398 FAX053-585-3671

※ 不特定多数の方に有料で食品を提供する場合は飲食店営業（露店）の許可が必要になることがあります。詳しくは上記までお問い合わせください。